

外商投资企业外债管理制度改革

自 2016 年上半年至 2017 年初, 中国人民银行(以下简称“央行”)与国家外汇管理局(以下简称“外管局”)陆续出台了一系列外债管理政策, 外商投资企业(以下简称“外资企业”)的外债管理模式随之发生了重大变化。根据央行发布的《关于全口径跨境融资宏观审慎管理有关事宜的通知》(银发[2017]9 号, 以下简称“9 号文”), 2017 年 01 月 12 日起一年内为外资企业的过渡期, 此期间内外资企业可在原有模式和 9 号文模式中择一适用, 过渡期结束后, 外资企业外债管理模式由央行、外管局根据 9 号文总体实施情况评估后确定¹。

考虑到“全口径跨境融资宏观审慎管理”模式是中国外债改革的必然趋势, 为了帮助外资企业更从容地应对改革形势下的外债业务实践, 本文拟对近年来针对外资企业的外债管理制度改革作一概述。

一. 法律沿革

- 2003.03.01 《外债管理暂行办法》正式生效, 为首部从全口径角度规范各类外债管理的规章。根据该办法, 外资企业外债实行“投注差”管理。
- 2011.10.13 及 2012.06.14 《外商直接投资人民币结算业务管理办法》(中国人民银行公告[2011]第 23 号)及《关于明确外商直接投资人民币结算业务操作细则的通知》(银发[2012]165 号, 以下简称“165 号文”)陆续生效。根据上述规定, 外资企业向其境外股东、集团内关联企业和境外金融机构的人民币借款和外汇借款合并计算总规模, 且外资企业境外人民币借款按照发生额计算总规模。
- 2013.05.13 《外债登记管理办法》及《外债登记管理操作指引》(汇发[2013]19 号, 以下合

外商投资企业外债管理制度改革的について 簡潔に紹介する

2016 年上半年から 2017 年の年明けにかけて、中国人民銀行(以下、「中央銀行」という)及び国家外債管理局(以下「外債管理局」という)が一連の「外債(中国本土外からの借入金、以下同じ)」管理政策を相前後して公布したことにより、外商投資企業(以下「外資企業」という)の外債管理スキームに重大な変化が生じている。中央銀行公布の「全範囲におけるクロスボーダー融資マクロブルーデンス管理の関連事項に関する通知」(銀発[2017]9 号、以下「9 号文」という)によると、2017 年 1 月 12 日からの 1 年間は外資企業にとっての移行期間であり、この間、外資企業は既存のスキームと 9 号文のスキームのうち、いずれか 1 つを選択して適用することができ、移行期間満了後は、外資企業に対する外債管理スキームについては、中央銀行、外債管理局が 9 号文の全体的な実施状況に基づき評価したうえで確定するとされている¹。

「全範囲におけるクロスボーダー融資マクロブルーデンス管理」というスキームが中国外債改革における必然的な趨勢であることを踏まえ、改革が進みつつある外債業務の実践に外資企業がよりゆとりをもって対処できるよう、本稿では、近年における外資企業の外債管理制度の改革について簡潔に紹介する。

一. 法令の沿革

- 2003 年 3 月 1 日、「外債管理暫定弁法」が正式に発効し、様々な外債管理を全範囲で規範化する初めての規則となった。同弁法により、外資企業の外債については、「投注差(投資総額と登録資本金の差額)」による管理が実施されることになった。
- 2011 年 10 月 13 日には「外商直接投資人民元決済業務管理弁法」(中国人民银行公告[2011]第 23 号)が、そして 2012 年 6 月 14 日には「外商直接投資人民元決済業務取扱細則を明確にすることについての通知」(銀発[2012]165 号、以下「165 号文」という)が発効した。この 2 つの規定によると、外資企業がその国外の株主、グループ内関連企業及び国外金融機関から借り入れた人民元建て借入金及び外債建て借入金については合計金額を合算して求め、また、外資企業の国外での人民元建て借入金については発生額に基づき合計金額を求めるとされた。
- 2013 年 5 月 13 日、「外債登記管理弁法」及び「外債登記管理取扱ガイドライン」(匯發

¹ 据我们了解, 虽然过渡期已过, 但目前在此方面尚未有新的规定出台。

¹ 移行期間はすでに過ぎているが、筆者が把握する限りでは、関係する新たな規定は 2018 年 2 月末現在まだ出ていない。

称“19 号文”)正式生效,简化了外债管理的行政审批程序,除外债签约、变更和注销登记外,外债账户开立、资金结汇和还本付息等均由外汇指定银行直接审核办理,并进一步明确了外资企业在借用外债条件、外债额度计算等方面的特别规定。

- 2014.06.01 外管局发布的《跨境担保外汇管理规定》(汇发[2014]29 号)生效,规定了境内债务人因外保内贷项下担保履约形成的对外负债,其未偿本金余额不得超过其上年度末经审计的净资产数额;超出上述限额的,须占用其自身的外债额度。
- 2015.08.05 外管局发布并实施的《跨国公司外汇资金集中运营管理规定》(汇发[2015]36 号)中规定,对跨国公司成员企业借用外债实行比例自律。对跨国公司的外债额度、结汇资金用途、偿债币种等作了例外规定。
- 2016.05.03 央行发布的《关于在全国范围内实施全口径跨境融资宏观审慎管理的通知》(银发[2016]132 号,以下简称“132 号文”)正式生效,取消了外债的逐笔审批或核准额度前置的管理方式,境内企业(包含中资及外资企业,但仅限非金融企业,且不包括政府融资平台和房地产企业)和金融机构的跨境融资改为备案管理,在跨境融资上限内自主开展本外币跨境融资;实行本外币全口径管理。
- 2016.06.09 外管局发布的《关于改革和规范资本项目结汇管理政策的通知》(汇发[2016]16 号,以下简称“16 号文”)正式生效,其中规定,境内企业(包括中资企业和外资企业,不含金融机构)外债资金均可按照意愿结汇方式办理结汇手续,并将境内机构资本项目外汇收入意愿结汇所得人民币资金纳入结汇待支付账户管理。
- 2017.01.12 9 号文正式生效,对外资企业外债额度、额度豁免范围等进行了调整,并进一步明确了过渡期的相关政策,132 号文于同日废止。

[2013]19 号。以下併せて「19 号文」というが正式に発効したことで、外債管理の行政審査許可手順が簡素化され、外債契約の調印及び登記の変更・抹消手続きを除き、外債口座の開設、資金の元転及び元金返済利息支払などはいずれも外貨指定銀行が直接に審査し処理することになり、また外資企業の外債借入条件、外債枠の計算といった方面での特別な規定がさらに明確になった。

- 2014 年 6 月 1 日、外貨管理局が公布した「クロスボーダー担保外貨管理規定」(匯発[2014]29 号)が発効し、国外の担保差入による国内貸付スキームにおいて、国内債務者が担保を履行したことにより形成された対外負債について、未償還元金残高は上年度末時点での会計監査済み純資産額を超えてはならず、もしも上述の限度枠を超えた場合、自身の外債枠を占用しなければならないとした。
- 2015 年 8 月 5 日、外貨管理局が公布し実施した「多国籍会社外貨資金集中运营管理規定」(匯発[2015]36 号)では、多国籍会社のメンバー企業が借り入れた外債について、比率の自主規制を実施することが定められた。多国籍会社の外債枠、元転資金の使途、償還通貨の種類などについて例外規定が設けられた。
- 2016 年 5 月 3 日、中央銀行が公布した「全国範囲における全範囲クロスボーダー融資マクロプラデンス管理の実施に関する通知」(銀發[2016]132 号。以下「132 号文」という)が正式に発効し、各外債ごとの審査許可又は限度枠認可という前置管理方式を廃止し、国内企業(中国資本及び外資企業を含むが、非金融企業だけに限定され、さらに政府融資プラットフォームと不動産企業は含まれない)及び金融機関のクロスボーダー融資を届出管理へと改め、クロスボーダー融資上限枠内で人民元対外貨のクロスボーダー融資を独自に実施することができ、また、人民元対外貨の全範囲管理を実施するとした。
- 2016 年 6 月 9 日、外貨管理局公布の「資本項目の元転管理政策の改革・規範化に関する通知」(匯發[2016]16 号。以下「16 号文」という)が正式に発効し、そこでは、国内企業(中国資本企業と外資企業を含むが金融機関は除く)の外債資金は、予めまとめて元転しておき払出時期を自由に決められる元転方式(以下、「自由元転」という)により元転手続きを行うことができ、また、国内機構の資本項目における外貨収入について自由元転手続きを経て得られた人民元資金を「元転後支払待ち専用口座」に預け入れ管理することができる。とされている。
- 2017 年 1 月 12 日、9 号文が正式に発効し、外資企業の外債枠、限度枠の免除範囲などについて調整が行われ、移行期間に係る政策がさらに明確にされた。同時に、132 号文は同日をもって廃止された。

二、外債管理模式对比

根据 9 号文的规定，过渡期内，外资企业可在 19 号文中规定的跨境融资管理模式（即“投注差”模式）和 9 号文中规定的模式（即“全口径”模式）中任选一种模式适用。以下从外债额度、外债用途、登记备案要求以及资金账户管理等方面对这两种模式进行简要比较。

	19 号文 旧模式	9 号文 新模式
外債 額 度	一般外资企业²： 外債額度=（投資總額-註冊資本）*外方股東資本金到位比例-短期外債餘額-中長期外債發生額 <u>注意：因外保內貸項下担保履約形成的對外負債，未償本金餘額超過上年末經審計的淨資產數額的，按短期外債進行管理。</u>	一般外资企业³： 按風險加權計算跨境融資餘額（指已提用未償還餘額），經風險加權後的跨境融資餘額（以下簡稱“跨境融資風險加權餘額”）不得超過跨境融資風險加權餘額上限。其中： ◇ 跨境融資風險加權餘額上限的計算公式為： 資本或淨資產*跨境融資槓桿率*宏觀審慎調節參數⁴（簡言之，按現行規定，企業可在其淨資產兩倍以內借用外債）
	特殊類型外資企業 ◇ 外商投資租賃公司 當年度外債額度計算公式為： 上年末淨資產*10-上年末風險資產總額	◇ 跨境融資風險加權餘額計算公式為：$\sum$本外幣跨境融資餘額*期限風險轉
	◇ 外商投資性公司 註冊資本不低於 3000 萬美元的，外債額度計	

二、外債管理スキームの比較

9 号文の規定によると、移行期間中、外資企業は 19 号文に規定されるクロスボーダー融資管理スキーム（つまり、「投注差」スキーム）及び 9 号文規定のスキーム（つまり、「全範囲」スキーム）のうち、いずれか 1 つのスキームの適用を選択することができる。下表では、外債枠、外債の使途、登記・届出の要求及び資金口座管理などの方面から、この 2 つのスキームを比較する。

	19 号文 旧スキーム	9 号文 新スキーム
外債 枠	一般外資企業¹： 外債枠=（投資總額-登録資本金）*外国側株主の資本金払込比率-短期外債残高-中長期外債発生額 <u>注：国外担保による国内貸付に基づく担保の履行により形成された對外負債につき、未償還元金残高が上年度末時点の會計監査済みの純資産額を超えた場合、短期外債として取り扱い管理する。</u>	一般外資企業²： リスクの度合いで加重しクロスボーダー融資残高（既に利用済みの未償還残高）を算出し、リスク加重後のクロスボーダー融資残高（以下「クロスボーダー融資リスク加重残高」）というは、クロスボーダー融資リスク加重残高上限を超えてはならない。そのうち、 ◇ クロスボーダー融資リスク加重残高上限の計算式：資本又は純資産*クロスボーダー融資レバレッジ率*マクロブルーデンス政策因数³（つまり、現行の規定によれば、企業はその純資産の 2 倍を超えない枠内で外債を借り入れることができる。）
	特種形態外資企業 ◇ 外商投資リース会社 當年度外債枠の計算式：上年末の純資産*10-上年末のリスク資産總額	
	◇ 外商投資性会社 登録資本金が 3,000 万米ドル以上の場合、外	◇ クロスボーダー融資リスク加重残高計算式：$\sum$人民元/外貨クロスボーダー融資残高*期限リ

² 本文中の一般外資企業是指，該外資企業既不存在如下情形：（1）外國投資者出資比例低於 25%；（2）投資總額與註冊資本相等；（3）未明確投資總額（上述三種情形下，其舉借外債應參照境內中資企業相關規定），也不屬於后文中特殊類型的外資企業。

² 本文にいう一般外資企業とは、当該外資企業が次の何れの状況にも該当せず、後続の文中にいう特種形態の外資企業にも該当しないものをいう。（1）外國投資者の出資比率が 25%未満である、（2）投資總額と登録資本金が等しい、（3）投資總額が明確にされていない（この 3 つのケースのいずれかに該当する場合、同企業による外債の借り入れについては、国内の中國資本企業の関連規定にならう）。

³ 值得注意的是，根據外管局要求，企業應於每年第一次辦理外債簽約備案（登記）時，向所在地外管局提交上年末或最近一期經審計的財務報告，用以書面備案其上年末或者最近一期經審計的淨資產數額。成立不足一年的企業，如無法提供經審計的財務報告，暫不允許按照宏觀審慎管理模式舉借外債。

³ なお、外債管理當局の要求によると、企業は毎年、第一回目の外債契約届出（登記）手続きを行う際に、上年度末又は直近の會計監査済みの純資産の額を書面で届け出るために、所在地の外債管理當局へ上年度末又は直近の會計監査済みの財務報告書を提出しなければならない。設立後 1 年未満の企業で、會計監査済みの財務報告書を提出できない場合、マクロブルーデンススキームに基づき外債を借り入れることは現時点で認められない。

⁴ 目前，企業跨境融資槓桿率為 2，宏觀審慎調節參數為 1。

⁴ 現時点で、企業のクロスボーダー融資レバレッジ率は 2、マクロブルーデンス政策因数は 1 とされている。

	算公式为:已缴付注册资本*4-短期外债余额-中长期外债发生额-外保内贷项下担保人发生履约后形成的境内机构对外债务; 注册资本不低于1亿美元的,外债额度计算公式为:已缴付注册资本*6-短期外债余额-中长期外债发生额-外保内贷项下担保人发生履约后形成的境内机构对外债务 ◇ 外商投资房地产企业 2007年06月01日以后(含)取得商务主管部门批准或备案的外商投资房地产企业,不予办理外债签约登记,即原则上不可借外债; 2007年06月01日以前(不含)取得商务主管部门批准证书且通过商务部备案的,可在原“投注差”范围内按相关规定举借外债,增资后“投注差”小于其增资前	换因子*类别风险转换因子+Σ外币跨境融资余额*汇率风险折算因子⁵ ◇ 跨境融资风险加权余额及上限的计算均以人民币为单位,外币跨境融资以提款日的汇率水平按相应方式折算计入。 ◇ 此外,以下业务类型暂不纳入跨境融资风险加权余额计算: A. 企业因境外机构投资境内债券市场产生的本外币被动负债; B. 企业涉及真实跨境贸易产生的贸易信贷和从境外金融机构获取的贸易融资; C. 企业主办的经备案的集团内跨境资金集中管理业务项下产生的对外负债; D. 自用熊猫债;以及, E. 已获债务减免或转增资本的跨境融资。	債枠計算式:払込済みの登録資本金*4-短期外債残高-中長期外債発生額-国外担保による国内貸付に基づく担保者の契約履行により形成された国内機構の対外債務。 登録資本金が1億米ドル以上の場合、外債枠の計算式:払込済みの登録資本金*6-短期外債残高-中長期外債発生額-国外担保による国内貸付に基づく担保者の契約履行により形成された国内機構の対外債務 ◇ 外商投資不動産企業 2007年6月1日以降(6月1日を含む)、商務主管部門から許可を得た、又は届出済みの外商投資不動産企業については、外債契約登記を受理しない。つまり、原則的には外債を借り入れることができない。 2007年6月1日より前(6月1日は含まない)に商務主管部門から批准証書を取得し、且つ商務部にて届出済みの場合、旧「投注差」の範囲内で関連規定に従い、外債	スク転換因数*類別リスク転換因数+Σ外貨クロスボーダー融資残高*為替相場リスク換算因数⁴ ◇ クロスボーダー融資リスク加重残高及び上限の計算は全て人民元を単位とし、外貨クロスボーダー融資は払出日の為替相場基準を以下の方式に基づいて換算し計上する。 ◇ また、以下の業務形態は、現時点でクロスボーダー融資リスク加重残高計算の対象に組み入れない。 A. 企業が国外機構による国内債権市場への投資により発生した人民元外貨受動負債。 B. 企業が真実のクロスボーダー貿易により発生した貿易貸付及び国外金融機関から得た貿易融資。 C. 企業が取り扱った届出済みのグループ内クロスボーダー資金集中管理業務により発生した対外負債。 D. 自社使用のバツダ債。 E. 既に債務減免が許可された場合又は資本転換のクロスボーダー融資。
--	--	--	---	--

⁵ 期限风险转换因子: 还款期限在1年(不含)以上的中长期跨境融资的期限风险转换因子为1, 还款期限在1年(含)以下的短期跨境融资的期限风险转换因子为1.5; 类别风险转换因子: 表内融资的类别风险转换因子设定为1, 表外融资(或有负债)的类别风险转换因子暂定为1; 汇率风险折算因子: 0.5。

⁴ 期限リスク転換因数: 返済期限が1年を超える(1年は含まない)中長期クロスボーダー融資は期限リスク転換因数を1とし、返済期限が1年(1年を含む)以下の短期クロスボーダー融資は期限リスク転換因数を1.5とする。類別リスク転換因数: オンバランス融資の類別リスク転換因数を1とし、オフバランス融資(偶発負債)の類別リスク転換因数を1とする。為替相場リスク換算因数: 0.5。

	“投注差”的，以增资后“投注差”为准，且未取得《国有土地使用证》，或开发项目资本金未达到项目投资总额 35% 的，不得借用外债。	➤ 特殊类型外资企业 ✧ 外商投资房地产企业不适用“全口径”模式，按照以往规定执行。 ✧ 外商投资租赁公司、外商投资性公司等特殊类型的外资企业，如未选择宏观审慎管理模式，可继续适用 19 号文中明确的外债数量控制方式借用外债。		を借り入れることができる。増資後の「投注差」が増資前の「投注差」より小さい場合、増資後の「投注差」に準じ、且つ「国有土地使用証」未取得の場合、又は開発プロジェクトの資本金がプロジェクト投資総額の 35% 未満の場合、外債を借り入れてはならない。	➤ 特種形態の外資企業 ✧ 外商投資不動産企業 「全範囲」スキームを適用せず、従来の規定に従い実施する。 ✧ 外商投資リース会社、外商投資性会社などの特種形態の外資企業は、マクロブルーデンス管理スキームを選択していなければ、引き続き 19 号文で明確にした外債量コントロール方法を適用し外債を借り入れることができる。
外債用途 ⁶	➤ 债务人借款合同中约定的外债资金用途应当符合外汇管理规定，即应当按照有关主管部门及外管局批准的用途使用。短期外债原则上只能用于流动资金，不得用于固定资产投资等中长期用途。 ➤ 自 16 号文生效之日起，其中关于外债用途的规定同样适用于 19 号文模式（详见右侧）。	➤ 9 号文仅对外债（未区分本外币外债）用途作了概括性的规定，即企业融入资金的使用应符合国家相关规定，用于自身的生产经营活动，并符合国家和自贸区的产业宏观调控方向，融入的外汇资金可意愿结汇。 ➤ 根据外管局后续发布的《全口径跨境融资宏观审慎管理政策问答（第一期）》（以下简称“《政策问答》”）第 13 条的规定，外债用途同时适用 16 号文的相关规定。即，除通	外債の使途 5	➤ 債務者が借入契約で約定する外債資金の使途は、外債管理規定に適合しなければならない。つまり、関連主管部門及び外債管理局が許可した使途で使用するしなければならない。短期外債は原則上、運転資金にしか用いることができず、固定資産投資などの中長期的な使途に用いてはならない。 ➤ 16 号文の発効日から、同文に記載される外債の使途に関する規定は同様に 19 号文スキーム（詳細は右欄）に適用される。	➤ 9 号文では、外債（人民元建て/外貨建てを区分しない）の使途のみについては、「企業が借り入れた資金の使用は国の関連規定に適合し、自身の生産经营活动に用いなければならない。また、国及び自由貿易区の産業マクロ調整政策に適合し、借り入れた外債資金は自由元転することができる」という総則的な規定しか定めていない。 ➤ 外債管理局がその後、に公布された「全範囲クロスボーダー融資マクロブルーデンス管理政策質疑応答（第一期）」（以下『政策質疑応答』）という）第 13 条の規定によると、外債の使途について、

⁶ 经参考外管局下属的中国外汇管理杂志主办的中国外汇网发布的“全国版外债资金意愿结汇政策释疑”，在适用 16 号文中关于外债用途的规定时，以下两点值得注意：（1）将外债资金用于向关联企业发放贷款的情况下，关联企业对这笔资金的使用也应遵守 16 号文中关于资金用途的规定；（2）尽管 16 号文中并未明确禁止企业将外币外债用于境内股权再投资，但考虑到 16 号文提到资本项目外汇及其结汇所得人民币资金收入不得直接或间接用于企业经营范围之外，因此倾向于认为经营范围中包括投资业务的企业，方可使用其外币外债进行境内股权再投资。（注意：此处仅作参考之用，不代表监管机构的立场和观点，亦不具备法律效力）。

⁶ 外債管理局傘下の中国外債管理雑誌が主に運営している中国外債ウェブサイトで公布された「全国版外債資金自由元転政策の質疑応答」によると、16 号文の外債使途に関する規定を適用する際、左記の 2 点に注意しなければならない。（1）外債資金を関連企業への貸付に用いた場合、関連企業が当該資金の使用についても、16 号文の資金使途に係る規定を遵守しなければならない。（2）16 号文では企業が外債建て外債を国内でのエクイティへ再投資することを明確に禁止していないが、16 号文において「資本項目外債及びその元転で得た人民元資金収入を企業の経営範囲以外の目的に直接又は間接に用いてはならない」とされているため、経営範囲に投資業務が含まれる企業は、その外債建て外債を国内でのエクイティ再投資に用いることができると考えられる傾向にある。（注：ここでは参考まで記載するだけであり、監督管理機構の立場や観点を代表するものではなく、法律効力を有するものでもない）。

		知中列明的各项禁止用途外，且在符合法律法规的前提下，企业可在其自身经营范围或与外债资金有关的合同所约定的范围内使用资金。 其中，禁止的事项如下： ◇ 不得直接或间接用于企业经营范围之外或国家法律法规禁止的支出； ◇ 除另有明确规定外，不得直接或间接用于证券投资或除银行保本型产品之外的其他投资理财； ◇ 不得用于向非关联企业发放贷款，经营范围明确许可的除外； ◇ 不得用于建设、购买非自用房地产（房地产企业除外）。		16 号文の関連規定も同時に適用される。即ち、通知で禁止される使途を除き、また法律法規に適合するという前提のもと、企業は自身の経営範囲内又は外債資金に係る契約で定めた範囲内で資金を使用することができる。 そのうち、禁止事項は以下の通りである。 ◇ 企業の経営範囲以外の目的又は国の法律法規で禁止される支出に直接に又は間接的に用いてはならない。 ◇ 別段の明白な規定がない限り、証券投資又は銀行の元金保証型商品以外のその他の投資・資金運用に直接に又は間接的に用いてはならない。 ◇ 経営範囲で明確に許可されている場合を除き、非関連企業への貸付に用いてはならない。 ◇ 非自社用不動産の建設、購入に用いてはならない（不動産企業は除く）。
登記备案要求	企业应在外债合同签约后 15 个工作日内，到所在地外管局办理外债签约登记手续；而后凭外债登记证明等文件在银行直接办理外债相关的开户、提款、结汇及还本付息手续。	➤ 企业应在跨境融资合同签约后、但不晚于提款前 3 个工作日，向资本项目信息系统办理跨境融资情况签约备案； ➤ 备案后，为企业办理跨境融资业务的结算银行可以根据提款、还款安排为借款主体办理相关的资金结算，并将相关结算信息按规定报送至央行、外管局的相关系统，	登記届出の要求	企業は外債契約締結後 15 業務日以内に、所在地の外貨管理局にて外債契約登記手続きを行わなければならない。その後、外債登記証明などの文書をもって、外債に関連する口座開設、払出、元転及び元金返済利息支払手続きを直接銀行にて行う。 ➤ 企業はクロスボーダー融資契約締結後、遅くとも払出の 3 業務日前までに、資本項目情報システムにクロスボーダー融資状況の契約届出手続きを行わなければならない。 ➤ 届出後、企業のためにクロスボーダー融資業務を取り扱った決済銀行は、払出、返済手配に基づいて、借入主体のために、係る資金決済を取り扱うことができる。また、係る決済情報を

		完成跨境融资信息的更新; ➤ 企业应每年及时更新跨境融资以及权益相关的信息(包括境外债权人、借款期限、金额、利率和自身净资产等)。如经审计的净资产,融资合同中涉及的境外债权人、借款期限、金额、利率等发生变化的,应及时办理备案变更。			規定に従い中央銀行、外貨管理局の関連するシステムへ伝送し、クロスボーダー融資情報のアップデートを完了させる。 ➤ 企業は毎年、クロスボーダー融資及び権益に関連する情報(国外債権者、借入期限、金額、利率及び自身の純資産などを含む)を遅滞なくアップデートしなければならない。会計監査済みの純資産、融資契約における国外債権者、借入期限、金額、利率などに変化が生じた場合、遅滞なく変更届出手続きを行わなければならない。
資金账户管理	企业需开立用于办理提款和还款的外债专用账户,也可根据实际需要开立专门用于外债还款的还本付息专用账户。	开展跨境融资涉及的资金往来,企业可采用一般本外币账户办理,也可采用自由贸易账户办理。	資金口座管理	企業は払出及び返済のための外債専用口座を開設する必要があるが、実際の必要に応じて、外債返済のための元金返済利息支払専用口座を開設することもできる。	クロスボーダー融資に係る資金のやり取りを、企業は通常人民元外貨建て口座で行うことも、自由貿易口座で行うこともできる。

三. 其他需要关注的问题

(一) 关于人民币外债的特殊规定

1. 19 号文模式下的外债额度管理及登记备案要求

外资企业向其境外股东、集团内关联企业和境外金融机构的人民币借款和外币借款合并计算总规模,且外资企业境外人民币借款按照发生额计算总规模。

对于企业借用人民币外债的,除了向所在地外管局办理外债签约登记外,需在其注册地所在银行开立人民币外债专用存款账户。境内结算银行应当在为外资企业办理境外人民币借款结算业务后 5 个工作日内向人民币跨境收付信息管理系统报送该外资企业的基本信息和人民币借款情况,并留存外资企业提供的有关文件复印件备查。

2. 人民币外债用途的特殊限制

三. その他の要注意ポイント

(一) 人民元建て外債に関する特別規定

1. 19 号文スキームに基づく外債枠管理及び登記・届出の要求

外資企業から国外の株主、グループ内の関連企業及び国外金融機関への人民元建て借入金及び外貨建て借入金は合計額を合算して求め、また、外資企業の国外人民元建て借入金は発生額に基づき合計額を計算する。

企業が人民元建て外債を借り入れる場合、所在地の外貨管理局で外債契約登記手続きを行うほかに、企業の登録地に所在する銀行で人民元建て外債専用預金口座を開設する必要がある。国内決済銀行は、外資企業のために国外人民元建て借入金決済手続きを行ってから 5 業務日以内に、人民元クロスボーダー決済情報管理システムに当該外資企業の基本情報及び人民元建て借入金の状況を伝送し、また外資企業から提出された関係書類の写しを検査に備えて保管することになっている。

2. 人民元建て外債の使途についての特別な制限

无论适用上述哪种模式，企业借入人民币外债的，均需要同时符合 165 号文的相关规定。主要如下：

- 1) 应当在符合国家有关部门批准的经营范围范围内使用，不得用于投资有价证券和金融衍生品，不得用于委托贷款，不得购买理财产品、非自用房产；对于非投资类外资企业，不得用于境内再投资；
- 2) 可用于偿还国内外贷款。

（二）9 号文中的其他规定

1. 企业的跨境融资签约币种、提款币种和偿还币种须保持一致；
2. 企业因风险转换因子、跨境融资杠杆率和宏观审慎调节参数调整导致跨境融资风险加权余额超出上限的，原有跨境融资合约可持有到期；但在跨境融资风险加权余额调整到上限内之前，不得办理包括跨境融资展期在内的新的跨境融资业务。

根据 9 号文的规定，一年的过渡期已于 2018 年 01 月 11 日到期，过渡期结束后，外资企业外债管理模式将由央行、外管局根据 9 号文总体实施情况评估后确定。然而，截至本文完稿之日，尚未见新的规定出台。而根据我们在此前的业务实践中与相关主管部门沟通的情况来看，在新规定尚未出台之前，主管部门倾向于继续沿用过过渡期内的相关规定。至于今后的立法动态及监管政策动向，我们也将继续关注。

（里兆律师事务所 2018 年 04 月 13 日编写）

上記のいずれのスキームを適用する場合であっても、企業が人民元建て外債を借り入れるには、165 号文の関連規定を同時に満たさなければならない。その規定は主に以下の通りである。

- 1) 国の関係部門が許可した経営範囲内で使用しなければならない、有価証券及び金融派生商品の投資に用いてはならず、委託貸付に用いてはならない。財テク商品、非自社用不動産を購入してはならず、また、投資性外資企業でない場合には、国内再投資に用いてはならない。
- 2) 国内外貸付金の返済には用いることができる。

（二）9 号文におけるその他の規定

1. 企業のクロスボーダー融資の契約上の通貨種類、払出通貨種類、償還通貨種類は一致していなければならない。
2. 企業はリスク転換因数、クロスボーダー融資レバレッジ率及びマクロブレンダー政策因数の調整により、クロスボーダー融資リスク加重残高が上限超過となる場合、もとのクロスボーダー融資契約を期間満了まで保有しておくことができる。但し、クロスボーダー融資リスク加重残高が上限枠内に調整されるまでは、クロスボーダー融資期日延長を含む新たなクロスボーダー融資業務を取り扱ってはならない。

9 号文の規定によると、1 年の移行期間は 2018 年 1 月 11 日に満了しており、移行期間後、外資企業の外債管理スキームは中央銀行、外貨管理局が 9 号文の全体的な実施状況に基づき、評価したうえで確定することになる。しかしながら、本稿を執筆した時点では、新たな規定はまだ公布されていないようである。だが、これまでの実務経験及び関連主管部門に確認した結果を踏まえると、新規定が公布されるまでの間、主管部門は移行期間における規定をそのまま継続使用する傾向がある。今後の立法の動きや監督管理政策の動向について、引き続き注意を払いたい。

（里兆法律事務所が 2018 年 4 月 13 日付で作成）